

グループホームがじゅまる 認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業 運 営 規 程

(目的)

第1条 社会福祉法人 喜界町社会福祉協議会 が開設するグループホームがじゅまる（以下「事業所」という）が行う認知症対応型共同生活介護事業・介護予防認知症対応型共同生活介護事業（以下「事業」という）の適切な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった要介護者及び要支援2の者であって認知症の状態である者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中での心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるよう支援することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 本事業所において提供する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別の認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画（以下「介護計画」という）を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかりやすく説明する。
- 4 利用者の精神的な安定、行動障害の減少、認知症の進行の緩和が図られるよう共に生活するとともに、適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム がじゅまる
- (2) 所在地 鹿児島県大島郡喜界町大字志戸桶4545番地1

(職員の職種、員数及び職務内容)

第5条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 管理者、計画作成担当者(介護支援専門員)各1名

管理者は、事業所に勤務する従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。計画作成担当者は、利用者に応じた介護計画の作成等を行う。利用者の処遇に支障がない場合は、管理者及び計画作成担当者の兼務をできるものとする。

(2) 看護職員 1名以上(看護師、常勤又は非常勤、介護職兼務)

看護職員は、健康把握を行うことにより、利用者の健康状態を的確に掌握するとともに、医療機関との連絡・調整を行う。

(3) 介護職員8名以上(常勤又は非常勤)

事業の提供にあたり利用者の心身の状況等を的確に把握し、利用者に対し適切な介護及び日常生活上の世話、支援を行う。

(4) 事務職員 若干名(常勤又は非常勤)

事業所の必要な事務を行う。

(利用定員)

第6条 当該事業所における利用定員は、認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護合わせて9名を上限とする。

(介護の内容)

第7条 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型通所介護の内容は次のとおりとする。

- ①利用者のニーズを捉えた介護計画の作成
- ②入浴・排泄・食事等の介護、その他日常生活上の世話
- ③主治医・協力医療機関との連携による健康管理
- ④利用者及び家族からの相談援助
- ⑤社会生活上の便宜の提供等
- ⑥日常生活の中での機能訓練

(利用料その他費用の額)

第8条 事業所が提供する本事業の利用料は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。なお、法定代理受領以外の利用料については厚生労働大臣が定める基準の額とする。ただし、事業所は、次に掲げる項目について、別に利用料金の支払いを受ける。

- ①家賃 10,000円/月

②食材費 950円/日

③水道光熱費 300円/日

④利用者の日常生活において通常必要となるものにかかる費用の実費相当額
(例 理美容代・おむつ代等)

⑤家賃について、月の中途における入居または退居は、15日以上は月額とし15日未満は日割計算とする。

⑥医療機関へ入院された場合も家賃は発生する。

⑦前各号の利用料の支払いを受けたときは、利用料とその他の費用(個別費用ごとに区分)について記載した領収書を交付する。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、事前に利用者又は家族に対して利用料・その他費用の説明を行い支払に同意する旨の文書に署名を受けるものとする。

3 法定代理受領サービスに該当しない利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(入退居に当たっての留意事項)

第9条 指定認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護サービスの対象者は、要介護状態又は要支援状態(要支援2の認定を受けた者)であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

① 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。

② 自傷他害のおそれがないこと。

③ 常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入居後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退居してもらう場合がある。

3 利用者・家族により、心身の状況・生活暦・病歴を記入(又は聞き取り)すること。

4 その他サービスの利用に関する事項については、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者・家族に説明し同意を得るものとする。

5 退居に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退居に必要な援助を行うよう努める。

(サービス提供の記録)

第10条 サービス提供の記録は次の通りとする。

(1) サービスの内容・利用者の状況・その他必要な事項を記録し、所定の書面に記載する。

(2) 事業所の名称、入退居年月日を利用者の被保険者証に記載する。

(介護計画の作成)

第 1 1 条 認知症対応型共同生活介護計画・介護予防認知症対応型共同生活介護計画の作成は次のとおりとする。

- (1) 利用者の心身の状況・希望及びその置かれている環境を踏まえて個別に作成する。
- (2) 介護計画の作成、変更に際しては、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、その内容を説明した上で、利用者の同意を得、介護計画を利用者に交付する。
- (3) 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常に、その実施状況についての評価を行う。
- (4) 交付した介護計画は5年間保存する。

(個人情報の保護)

第 1 2 条 利用者の個人情報については、関係法令及びガイドライン等に基づき個人情報の保護に努めるものとする。

- 2 事業所が得た利用者の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

(秘密保持)

第 1 3 条 従業者は、業務上知り得た利用者また家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者で無くなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨に従業者との雇用契約の内容とする。
- 3 利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ文書により得る。

(非常災害対策)

第 1 4 条 非常災害に関しては、防火・防災に係る消防計画を作成し、非常災害に備える為、定期的に避難・救出その他必要な訓練を定期的に行う。

通報・避難訓練	年 2 回 (昼間想定訓練 1 回、夜間想定訓練 1 回)
消火訓練	年 2 回

(身体拘束の禁止)

第 1 5 条 事業所は、利用者の身体拘束は行わない。緊急やむを得ない理由により拘束をせざるを得ない場合には、事前に利用者及びその家族に十分な説明をし、同意を得るとともに、そ

の態様及び時間、その際の利用者の心身状況並びに緊急やむを得ない理由について記録し5年間保存する。

- 2 事業所は、身体拘束等の適正化を図るため次に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。
 - (2) 身体拘束等適正化検討委員会を3ヶ月に1回以上開催しこの会の審議内容は、従業者に周知徹底する。
 - (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施する。

(虐待防止のための対応策)

第16条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待防止のための研修会を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業員または養護者による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに喜界町に通報する。

(衛生管理)

第17条 利用者の利用する施設、設備、器具及び飲料水については衛生管理に努め、衛生上必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(緊急時における対応策)

第18条 利用者の心身の状態に異変その他緊急事態が生じたときは、主治医または協力医療機関と連携をとり、適切な措置を講ずる。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、喜界町、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 利用者に対する事業の提供により賠償すべき事項が発生した場合は、賠償責任を速やかに行うものとする。

(協力医療機関等)

- 第19条 事業所は、主治医との連携を基本としつつ、利用者の病状の急変に備えるため、協力医療機関を定めるものとする。
- 2 事業所は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。
 - 3 事業所は、サービス提供体制の確保、夜間における緊急時の対応等のため、介護老人福祉施設、病院等との間の連携及び支援の体制を整えるものとする。

(運営推進会議)

- 第20条 事業所は、利用者の家族や地域住民の代表に対し、提供するサービス内容等を明らかにすると共に地域との連携を保ち、更にはその提供するサービスの質の確保及び向上を図るために運営推進会議を設置しおおむね2ヶ月に1回程度開催する。
- 2 運営推進会議の目的、開催方法、構成員、所掌事項等について運営推進会議設置要綱を作成し実施する。

(記録の整備)

- 第21条 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。
- 2 利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録を整備し、契約終了から5年間保存する。

(苦情処理)

- 第22条 事業所は、サービス提供に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じる。
- 2 サービス提供に係る利用者又はその家族からの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容を記録する。
 - 3 事業所は、苦情がサービスの質の向上を図る上での重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえてサービスの質の向上に向けた取り組みを行う。
 - 4 事業所は、提供した認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの質問もしくは照会に応じる。また、利用者または家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該

指導または助言に従って必要な改善を行う。

- 5 事業所は、提供したサービスに係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176号第1項第2号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(業務継続計画の策定等)

- 第23条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営についての留意事項)

第24条 その他運営について次のとおり留意する。

(1) 従業者の研修

介護職員等の資質の向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、またそのための業務体制を整備する。

- ① 採用時の研修 採用後1ヶ月以内
- ② 継続研修 年1回以上
- ③ その他の研修 随時

- (2) 認知症対応型共同生活介護・介護予防認知症対応型共同生活介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者申込書及びその家族に対し、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込のサービス選択に資すると認められる重要事項を記載した重要事項説明書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- (3) この規程に定める事項のほか、事業所の運営に関する重要事項は、介護保険法令・その他諸法令に定めるところにより、社会福祉法人喜界町社会福祉協議会と事業所の協議に基づいて定めるものとする。

附 則

1. この規程は、平成30年12月1日から施行する。
2. この規程の制定に伴い、「グループホームがじゅまる認知症対応型共同生活介護事業所運営規程（平成30年6月1日施行）」「グループホームがじゅまる介護予防認知症対応型共同生活介護事業所運営規程（平成30年6月1日施行）」については、廃止する。
3. この規程の改正は、令和6年4月1日から施行する。